

2025 年 8 月 20 日

各 位

株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役社長 鈴木 伸
(コード番号: 2315 東証スタンダード)
問合せ先:
代表取締役副社長 山口 健治
Tel 03-5657-3000 (代表)

当社子会社に対する仮処分の申立てに関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカフィナンシャルホールディングス」）他 2 名に対し、株式会社クシム（以下、「クシム」といいます。）より、（株式会社ZEDホールディングス株式に関する）議決権行使禁止・許容の仮処分の申立がありましたので以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 仮処分の申立てがあった裁判所及び年月日

- (1) 仮処分の申立てがされた裁判所: 大阪地方裁判所
- (2) 仮処分の申立てがされた年月日: 2025年 8 月 19 日
- (3) 当社子会社が仮処分申立書を受領した年月日: 2025年 8 月 20 日

2. 仮処分の申立てをされるに至った経緯

当社は、2025年 2 月 3 日付「株式会社クシムからの代物弁済に伴う当社連結決算における特別利益の計上見込み及び株式会社クシムとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」のとおりに、クシムから株式会社ZEDホールディングス（以下「ZEDホールディングス」といいます。）の株式を取得することによる弁済（代物弁済）を受けております。

クシムは、2025年 8 月 19 日付「議決権行使許容・禁止の仮処分の申立て及び新株発行無効等の訴えの提起のお知らせ」（原文ママ）にて、当社子会社のカイカフィナンシャルホールディングス他 2 名を債務者として、大阪地方裁判所に議決権行使禁止・許容の仮処分を申し立てたこと、また並行して、カイカフィナンシャルホールディングス他 2 名を被告として、大阪地方裁判所堺支部に、クシムの関与なくZEDホールディングスが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴えを提起した旨を開示し、本日、カイカフィナンシャルホールディングスは、クシムからの「議決権行使禁止・許容の仮処分申立書」を受領しました。新株発行無効等請求を求める訴えについては、本日現在、カイカフィナンシャルホールディングスにおいて該当する訴状等を受領しておりません。

3. 仮処分の申立てをした者の概要

(1) 名称	株式会社クシム
(2) 所在地	東京都港区南青山二丁目12番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 田原 弘貴

4. 仮処分の申立ての内容

クシムは、カイカフィナンシャルホールディングスに対して、株式会社ZEDホールディングス株式の議

決権行使禁止の仮処分を申し立てました。

5. 当社の見解

当社及び当社子会社は、代物弁済及びZEDホールディングスの新株発行が、法令及び社内手続に則り、適法かつ適正に行われたものであると確信しております。当社は、司法手続を通じて当社の主張の正当性を明らかにし、引き続きグループの健全な発展と株主価値の向上に努めてまいります。

以 上